

自家用車使用による公務旅行に関する取扱要綱

(平成 12 年 3 月 23 日 区長決定)

改正 令和 3 年 10 月 1 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体に障がいをもつ職員（以下「職員」という。）が公務により旅行する際に、自家用車を使用することに関して必要な事項を定める。

(適用対象職員)

第2条 この要綱が適用される職員は、区長の任命する職員とする。

(自家用車による旅行命令の基準)

第3条 旅行命令権者は、職員が身体に障がいを有するため、公用車及び民間営業者の運行する自動車並びに他の交通機関の利用が困難な場合で、次の要件を満たした場合、公務による旅行（研修旅行、健康診断等の旅行を含む。以下「旅行」という。）命令にあたって、運転上の安全配慮を指示した上で、自家用車の使用による旅行を命ずることができるものとする。

(1) 対象職員

次のすべての条件に該当する者

- ア 「身体障害者福祉法施行規則」別表第五号に掲げる下肢の 1 級及び 2 級又は体幹の 1 級及び 2 級の身体障がいのため歩行することが著しく困難な職員
- イ 運転免許取得後 1 年以上の運転経験があり、過去 1 年間において、自己の過失による交通事故を起こし、又は自動車の運転に関し罰金に処せられていない者
- ウ 正常な運転に適する健康状態であると認められる者

(2) 対象車両

第 4 条の規定するところによりあらかじめ登録を受けているもので、次のすべての条件に該当するもの

- ア 職員又は職員と同居する親族が所有（「割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）」による割賦等で購入し所有権が留保されているものを含む。）する自家用車（自動二輪車を除く。）で通勤に使用しているもの
- イ 整備状況が良好であるもの
- ウ 「自動車損害賠償保険法（昭和 30 年法律第 97 号）」に基づく保険（以下「強制保険」という。）契約のほか任意加入による対人補償無制限、対物補償 1000 万円以上及び搭乗者傷害補償 1000 万円以上で示談交渉代行付きの自動車損害賠償保険（以下「任意保険」という。）契約が締結されているもの

(3) 対象旅行

原則として日帰り旅行で、目的地は「職員の旅費に関する条例（昭和 35 年条

例第 12 号) (以下「旅費条例」という。)」に規定する近接地内とする。

(自家用車の登録等)

第4条 職員は、あらかじめ「公務に使用する自家用車登録書(別紙様式 1)」により総務部長に届出のうえ使用する自家用車の登録を受けておかねばならないものとする。

2 職員は、自動車検査証の更新等、登録事項に変更が生じたときは、速やかに「公務に使用する自動車登録事項変更届(別紙様式 2)」により総務部長に届出なければならないものとする。

(自家用車による旅行命令等の手続き)

第5条 旅行命令等の手続きは、旅費条例の規定による。

(自家用車への同乗による出張)

第6条 旅行命令権者は、自家用車を使用し旅行することを命じた職員が運転する車に他の職員を同乗させるときは、付き添いなど同乗させることが真にやむを得ないと考えられる場合のみ命ずることができるものとする。

(旅費の取扱い)

第7条 自家用車を使用した旅行の旅費は次に規定するものとする。

(1) 交通費

旅費条例で定める車賃の定額(路程 1kmにつき 37 円)を支給する。

(2) 旅行雑費等

旅費条例の規定による。

(3) 同乗者の旅費

旅費条例の規定による。ただし、交通費は支給しない。

(諸費用の負担)

第8条 自家用車の購入費用、改造費用、ガソリン代、自動車税、強制保険及び任意保険の保険料、車検・修理代、交通反則金等の諸費用は自家用車を使用する職員が負担するものとする。

(自家用車使用による旅行中に交通事故を起こした場合の処理)

第9条

(1) 相手方に対する損害賠償

旅行中に事故を起こし、第三者に損害を与えた場合において、相手方の物的損害についての賠償額が任意保険による保険金を超えるときには、その超える額について区が負担するものとする。

ただし、当該損害が職員の故意又は重大な過失により生じた場合は、区は当該職員に対して求償権を行使するものとする。

(2) 職員が負傷等を負った場合

「地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）」に定めるところによる。

(3) 職員の自家用車の損害の補償

当該自家用車が損傷した場合には、区は責任を負わない。

(4) 事故後の所属長の責務

所属長は職員とともに責任をもって相手方と適切に対応すること。

- 2 職員が自家用車による旅行命令を受けずに自家用車を使用し、旅行中に事故を起こした場合は、区はその責任を一切負わないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別途総務部長が定める。

付則

- 1 この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日に出発する旅行から適用する。
- 2 第 3 条(2)ウの規定にかかわらず平成 12 年 4 月 1 日においてこれらの補償額に満たない保険契約に加入しているものについては、契約を更新するまでの間、第 3 条(2)ウの要件を満たしているものと同様の取扱いをする。

付則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日に出発する旅行から適用する。

付則

この一部改正は、令和 3 年 10 月 1 日に出発する旅行から適用する。

様式 1（第 4 条関係）

公 務 に 使 用 す る 自 家 用 車 登 録 書

年 月 日提出

総 務 部 長 様

職 氏 名

公務旅行に使用する自家用車の登録については、自家用車使用による公務に関する取扱要綱第 3 条及び第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

車 種 ・ 車 両 番 号			
形 式 ・ 排 気 量			
所 有 者 名 (本人以外の場合は本人との続柄も記入)			
自 動 車 検 査 証 有 効 期 間		年 月 日まで	
自 賠 責 保 険 有 効 期 間		年 月 日まで	
任 意 保 険	契 約 者 (本人以外の場合は本人との続柄も記入)		
	加 入 内 容 (賠償・傷害保険金額)	対 人 賠 償	円・ 無制限
		対 物 賠 償	円・ 無制限
		搭乗者傷害	円・ 無制限
		その他 ()	円
	示談交渉代行付き保険内容	対 人 ・ 対 物 ・ な し	
	有 効 期 間	年 月 日まで	
	保 険 会 社 名		

備考 この申請書には、自動車検査証、自賠責保険証明書及び任意保険の証書の各写しを添付する。

		年 月 日 受理			
取扱者等確認欄					
所 属	課 長	給 与	課 長	係 長	担 当

様式 2（第 4 条関係）

公 務 に 使 用 す る 自 家 用 車 登 録 事 項 変 更 届

年 月 日提出

総 務 部 長 様

職 氏 名

公務旅行に使用する自家用車（登録済み）については、登録事項に変更が生じたので、自家用車使用による公務に関する取扱要綱第 4 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

変 更 事 項	変 更 後 の 内 容
自動車検査証有効期間	年 月 日まで
自賠責保険有効期間	年 月 日まで
任意保険有効期間	年 月 日まで
任意保険加入内容又は 示談交渉代行内容	
そ の 他	

備考 該当する変更事項に○を付け、その変更後の内容を記載すること。
自動車検査証、自賠責保険証明書及び任意保険の証書の各写し等関係する書類を添付すること。

		年 月 日 受理			
取扱者等確認欄					
所 属	課 長	給 与	課 長	係 長	担 当